

令和4年3月1日

お客様各位

栃木県指定確認検査機関
株式会社 総研

確認検査手数料改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当機関におきましては、平成26年7月より指定確認検査機関として業務を開始して以来、一部の業務範囲にキャンペーン料金を設定する等、手数料の維持に努力してまいりました。

しかし、その後の法令改正による確認審査・検査及び事務手続きの業務量の増加、消費税増税による諸経費の増加に伴い、現状維持が難しい状況となっております。

このような状況に対応するため、手数料の改定を行わせていただくことといたしました。

今後も、業務の品質、サービスの向上に取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定日

令和4年4月1日以降の申請引受け分より適用します。

2. 改定後の手数料(別紙手数料表のとおり)

- (1) 建築物の確認・検査手数料を改定しました。その他の昇降機等の手数料や消防同意等の加算手数料の変更はございません。
- (2) 検査において、遠隔地料金を加算する区域を一部の区域に見直しました。

※ 当面の間、業務範囲を法第6条1項4号に掲げる建築物(令第10条1項3号及び4号に定めるもの)とさせていただきます。

※ 構造計算が必要な確認申請も引き続きサービスを休止します。

※ 申請受付方法は持参又は郵送での受付とさせていただきます。

※ 増築(棟別は除く。)や特殊構法など審査をお受けできない場合もございますので、予め審査員へご相談くださいますようお願い申し上げます。

以上

(お問合せ先)

株式会社 総研 確認検査部

TEL 028-622-9912

FAX 028-622-9913

kakuken@soken-g.net